

副 本

平成13年（行ツ）第82, 83号

平成13年（行ヒ）第76, 77号

在外日本人選挙権剥奪違法確認等請求上告事件

上告人 氏名不詳 ほか12名

被上告人 国

弁 論 要 旨 書

平成17年7月13日

最高裁判所大法廷 御中

被上告人指定代理人

大 竹 た か し

被上告人の主張は答弁書のとおりですが、特に以下の2点を述べさせていただきます。

記

- 1 まず、平成10年改正前の公職選挙法が憲法に違反しないことについて述べさせていただきます。

公職選挙法は、選挙人名簿に登録される資格について、一定期間一定の地域内に住所の有ることが必要であるとして、この要件を満たさず、名簿に登録されていない人の選挙権の行使を認めないことにしています。これは、多数の選挙人が同一の投票日に同一の投票所で選挙権を行使する選挙においては、不正投票を防止し、選挙を公正に混乱なく執行するために必要かつやむを得ない制約というべきです。そして、選挙人名簿への登録が選挙権を行使できるかどうかを決める基準になるとすれば、公正な選挙を実現するためには名簿が正確であることが特に重要になります。そして、平成10年改正前の公職選挙法は、選挙人名簿について、選挙管理委員会が職権によって有権者を調査確認して、登録等をする職権調製主義を採用しておりますが、名簿に登録されるべき有権者を広く国外に居住する人にまで広げる場合には、我が国の公権力が及ばないため、このような職権による調査確認等が困難になって選挙人名簿の正確性について万全を期し難くなり、また、有権者の滞在する国の国情の相違から、かえって不平等な結果を生じるおそれもあります。

平成10年改正前の公職選挙法は、このような点を配慮して選挙人名簿に登録されるべき有権者の範囲を我が国の公権力の及ぶ地域に居住する人に限定しましたが、そのため、我が国の公権力の及ばない外国に長期間滞在しないし居住している人は選挙権を行使することができませんでした。これは、選挙を公正に混乱なく実施するために必要かつやむを得ない制約であり、国会に憲法上認められた裁量の範囲を逸脱するものではないというべきです。

また、在外選挙制度を創設し、これを公正に混乱なく実施するためには、海

外の有権者に対して候補者に関する情報を滞在国の国情による差異を生じさせることなく提供するにはどうしたらよいか、海外に永住する意思を有する人や、二重国籍を有する人を選挙人に含めるか否か、在外選挙制度において国内では原則として認められていない郵便投票を認めるか否かなど国内の選挙では想定されない多くの困難な問題点を解決する必要があります。これらの問題点の解決には、政策的専門的な判断を求められるのですから、国民の代表である国会にこそその判断がゆだねられるべきです。そして、国会はこれらの問題点について議論を重ね、平成10年の公職選挙法の改正により在外選挙制度が創設されるに至ったものです。このような法改正の経緯に照らしても、在外投票制度を創設するか否かの問題は、創設するとした場合にいつからどのような仕組みで創設するかの問題を含めて、国民を代表する国会の判断にゆだねられるべき問題であり、平成10年改正前の公職選挙法が在外邦人に選挙権の行使を認めていなかったことは、国会に憲法上認められた裁量の範囲を逸脱するものではないというべきです。

以上述べましたとおり、平成10年改正前の公職選挙法は憲法に違反するものではありません。

- 2 次に、平成10年に改正された公職選挙法が憲法に違反しないことについて述べさせていただきます。

在外選挙制度を創設した改正法は、在外選挙人名簿に登録されている人が投票することができる選挙を、当分の間、比例代表選挙に限定しています。

候補者の個人名を記載して投票する選挙区選挙については、有権者に候補者の氏名、政見、所属政党等の投票に不可欠な情報が周知されていることが必要ですが、限られた選挙運動期間内に、これらの情報を海外の有権者に対し、その滞在国の国情による差異を生じさせないように周知徹底することは困難な状況にあります。そこで、海外の有権者を選挙人とする選挙区選挙を実施した場合に、滞在国の実情による不公平な結果が生じ、ひいては選挙の公正が害され

ることを避けるため、平成10年の改正法では、在外選挙人名簿に登録されている人が投票することができる選挙を、当分の間、比例代表選挙に限定したものです。

したがって、海外の有権者が、当分の間、選挙区選挙について選挙権を行使できないことは、必要かつやむを得ない制約であって、立法府の裁量の範囲内にあるというべきです。

以上によれば、平成10年に改正された公職選挙法は憲法に違反するものではありません。

- 3 以上述べましたとおり、公職選挙法が憲法に違反するものではない以上、上告人らの上告理由及び上告受理申立て理由には理由がなく、本件上告は速やかに棄却されるべきものと考えます。